Ⅲ　グローバル化の進展に対応した円滑な人の交流と競争力ある物流の実現のための税制

（１）　航空機の特別償却制度の延長（所得税、法人税）

○　内　容

安定的な航空輸送サービスの提供及び航空輸送における国際競争力の強化のため、航空機に係る特別償却制度の適用期限を２年延長する。

所得税・法人税：

１４０トン以上	特別償却８％
１３０トン以上１４０トン未満	特別償却５％

■要望理由等

拡大する航空輸送

○堅調に推移する航空輸送
○空港容量の拡大（成田・羽田）

航空輸送への期待

○環境・バリアフリー等社会的要請への的確な対応
○利便性の高い航空ネットワークの形成

激化する国際競争

○我が国航空企業の国際競争力の強化

最新鋭機材の計画的な導入の必要性の高まり

航空企業の経営環境
○脆弱な財務体質
＝航空機投資の圧縮

⇒航空機の導入が進まなければ、航空ネットワークの維持などに大きな弊害

特別償却制度の延長＝政策的なインセンティブ付与による航空機材投資を促進

■参考

今後の航空機の導入計画

区　　分	１３年度	１４年度	１５年度	合　計
ＪＡＬグループ	7	9	１２	２８
ＡＮＡグループ	7	１２	3	２２
ＪＡＳグループ	0	3	3	6
新規航空会社	0	1	0	1
合　　計	１４	２５	１８	５７